

福祉課からのお知らせ

東牟婁郡医師会 救急講演会について

より良い小児科医療のために一緒に考えませんか！

○テーマ

「より良い小児科医療のために一緒に考えませんか！」

・特別講演 「小児によくある症状と適切な対応」

・総合討論 「子どもの救急対処法と小児科医療をどう支えるか？」

○日時

平成28年9月10日(土)

午後2時から午後3時30分

○場所

那智勝浦町体育文化会館 2階 大集会室

○主催

東牟婁郡医師会

○後援

那智勝浦町、太地町、串本町、古座川町、北山村、

新宮保健所、那智勝浦町消防本部

◇お問い合わせ先◇

那智勝浦町役場 福祉課 健康対策係 TEL 0735-52-2934



和歌山地方務局からのお知らせ

未来につなぐ相続登記～次世代の子どもたちのために～

「相続登記」はお済みですか？

相続登記を放っておくと・・・

・相続した不動産をすぐに売却できない

・用地買収の話がきて、兄弟間で争いになった

・相続登記を何世代にもわたって放っておくと、相続人の数が増えて、その確認に相当な時間と労力を要する



こうしたトラブルを未然に防ぐためにも、早めの相続登記をおすすめします。

◇お問い合わせ先◇

和歌山地方務局 TEL 073-422-5131 (代表)

和歌山県司法書士会 TEL 073-422-0568 (無料相談会実施中)

和歌山県土地家屋調査士会 TEL 073-421-1311

教育課からのお知らせ

串本町大学進学等奨学金貸与制度

串本町では、「串本町大学進学等奨学金貸与規則」に基づき、大学・専門学校等に進学後、奨学金の貸与(無利子)を希望される人を対象に、下記のとおり奨学生の募集をします。

※ 現在、大学等に在学中でも申込み可能です。

○募集期間

平成28年9月5日(月)～9月30日(金)

※ 昨年は2月に募集をしましたが、進路相談時期等を考慮して、今年度はこの期間に募集を行います。

○貸与期間

平成29年4月分より、当該大学、短期大学または専門学校の最長の終業年限の終期まで

○貸与条件

①大学・短期大学および学校教育法に定める専門学校に在学する者

②学生の扶養者が串本町に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる者

③4人家族の世帯を基準とし、その合計所得金額が350万円以下であること(世帯の構成員が1人増えるごとに38万円を加算)

○奨学金の額

月額 40,000円(毎月振込み)

入学奨励金 100,000円

(最初の振込み時1回限り)

○奨学生の決定

奨学生の決定は、奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定し、本人に通知します(11月上旬予定)。

○提出書類

①串本町奨学生願書

②学校長の推薦書

※ 現在、すでに大学等に在学中の場合、在学校において推薦書をもらうようにしてください。

③同意書

※ なお、町外に住所を有する配偶者がいる場合、課税証明書を添付してください。

必要書類は教育課にてお渡ししますので、串本町役場古座分庁舎または串本町文化センターまでお越しください(お問い合わせいただきましたら郵送いたします)。

○返還

卒業後20年以内に返還(無利子)

※ 給付ではなく貸与です。いわゆる教育ローンと同じで返済の義務があります。

※ 借用書には、保護者とは別に、生計を別にする連帯保証人1名が必要となります(合わせて2名の連帯保証人が必要です)。

◇提出先・お問い合わせ先◇

〒649-4122 串本町西向359番地

串本町役場古座分庁舎(2階)

串本町教育委員会 教育課

TEL 0735-72-0017

※ 書類を直接提出される場合、串本町文化センターでもお受けいたします。

<参考>

所得税法/最終改正:平成28年5月18日
法律第40号より

平成28年分

※ 給与と所得の金額(所得金額)は、給与等の収入金額から給与所得控除額を引いた残額となります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合は65万円
1,800,000円 超 3,600,000円以下	(収入金額-180万円) ×30%+72万円
3,600,000円 超 6,600,000円以下	(収入金額-360万円) ×20%+126万円

(例) 年間の収入金額が200万円の場合、
[(200万円-180万円)×30%+72万円]
が控除され、所得金額は122万円となります。